

桐生市骨髄移植ドナー助成事業実施要綱

(平成 29 年 4 月 1 日施行)

改正 令和 5 年 9 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク(以下「骨髄バンク」という。)が行う骨髄・末梢(しょう)血幹細胞提供あっせん事業において移植に用いる骨髄又は移植に用いる末梢血幹細胞(以下「骨髄等」という。)の提供を行う者に対して助成金を交付することにより、骨髄等提供者の増加を図り、もって骨髄等移植を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律(平成 24 年法律第 90 号)で使用する用語の例による。

(対象者)

第 3 条 助成金の交付の対象者は、骨髄等の提供に係る最終同意(以下「最終同意」という。)をした後に当該骨髄等の提供を行った者又は当該骨髄等の提供が中止された者であって、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 骨髄等の提供を行った日(最終同意をした後に骨髄等の提供が中止された場合は、最終同意をした日)において、市内に住所を有していること。
- (2) 骨髄等の移植に伴って必要な検査、入院等に係る休暇を 7 日以上取得することができる制度を設けている企業、団体等に属していないこと。
- (3) 他の自治体等によるこの要綱と同様の趣旨の助成金等を受けていないこと。
- (4) 申請日において、桐生市市税条例(平成 10 年桐生市条例第 2 号)に規定する市税及び桐生市国民健康保険税条例(平成 12 年桐生市条例第 18 号)に基づく税について滞納がないこと。
- (5) 桐生市暴力団排除条例(平成 24 年桐生市条例第 13 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。

(助成金の額)

第 4 条 助成金の額は、次に掲げる通院、入院又は面談(骨髄等の採取のための手術及び当該採取に関連した医療処置によって生じた健康被害によるものを除く。以下「通院等」という。)の日数に 2 万円を乗じて得た額とし、1 回の骨髄等の提供(最終同意をした後に当該骨髄等の提供が中止された場合を含む。)につき 14 万円を限度とする。

- (1) 骨髄等の提供に係る健康診断のための通院
- (2) 自己の血液を自己に輸血するために行う事前の採血又は顆(か)粒球コロニー刺激因子製剤の注射のための通院又は入院
- (3) 骨髄等の採取のための入院
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院等

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、骨髄等の提供を行った日から60日以内(最終同意をした後に骨髄等の提供が中止された場合は、最終同意をした日から90日以内)に、骨髄ドナー助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。ただし、申請の期間については、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を行ったことを証する書類
- (2) 通院等をしたこと及び当該通院等に係る日数を証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定及び額の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容の審査を行い、助成金の交付を決定したときは、骨髄ドナー助成金交付決定及び交付確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、助成金を交付することが不相当であると認める場合は、骨髄ドナー助成金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けた場合は、前条の規定による交付の決定を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した者に対し、既に助成金を交付しているときは、交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和5年9月1日)

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。